

(様式第 1 号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和 7 年度第 2 回芦屋市自立支援協議会
日 時	令和 8 年 3 月 2 5 日 (水) 午後 1 時 3 0 分～午後 3 時 5 0 分
場 所	南館 4 階大会議室
出 席 者	会 長 木下 隆志 副 会 長 三 芳 学 委 員 仁頃 哲太郎 加藤 力敬 松本 安代 中内 さやか 藤田 博嗣 藤川 喜正 入江 香織 漣 武司 能瀬 仁美 小野 幸子 齊藤 登 谷 仁 小嶋 小百合 安藤 千枝子 田中 邦子 小財 顕 山田 弥生 欠席委員 廣瀬 香 山本 眞美代 山崎 元輝 長岡 かがり オブザーバー 中野 美智子 牛尾 晃久 事 務 局 下條 純 今西 絵理子 入山 和之 近藤 葉子 國則 友希 関 係 課 地域福祉課 吉川 里香 こども政策課 三崎 英誉
事 務 局	障がい福祉課
会議の公開	■ 公開 ----- □ 非公開 □ 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者 人中 人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の 3 分の 2 以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由>
傍 聴 者 数	3 人 (公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 開会

開始時点で 2 3 人中 1 9 人の委員の出席により成立

(2) 委員委嘱

(3) 会長挨拶

(4) 議事

ア 基幹相談支援センター事業報告について

イ 実務者会活動報告について

ウ まるっと説明会活動報告について

エ 芦屋市共に暮らすまち条例関連施策の取組状況・評価の実施について

オ 日中サービス支援型共同生活援助の報告・評価シートの提出について

カ その他

(5) 閉会

2 提出資料

(1) 資料 1 2 0 2 5 年度 (令和 7 年度) 芦屋市障がい者基幹相談支援センター事業報告

(2) 資料 2 - 1 令和 7 年度芦屋市自立支援協議会実務者会報告

(3) 資料 2 - 2 R 8 年度実務者会スケジュール (案)

(4) 資料 2 - 3 R 8 年度専門部会計画 (案)

- (5) 資料3 第6回まるっと説明会報告
- (6) 資料4-1 芦屋市共に暮らすまち条例関連施策の取組状況及び評価について
- (7) 資料4-2 芦屋市障がい者を理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例
(愛称名：芦屋市共に暮らすまち条例) 関連施策評価シート
- (8) 当日資料1 R7年度芦屋市障がい者基幹相談支援センター事業報告
- (9) 当日資料2-1 令和8年度専門部会名簿(案)
- (10) 当日資料2-2 令和8年度実務者会構成員(案)
- (11) 当日資料2-3 実務者会活動報告について
- (12) 当日資料3 第6回まるっと説明会実績報告
- (13) 当日資料4-1 日中サービス支援型共同生活援助の報告・評価シート
- (14) 当日資料4-2 令和7年度第1回グループホーム咲楽地域連携推進会議議事録・令和7年度咲楽満足度アンケート集計結果

3 審議内容

- (1) 基幹相談支援センター事業報告について、実務者会活動報告について、まるっと説明会活動報告について

(木下会長)

それでは議事を進めさせていただきます。ご説明をお願いします。

(三芳副会長)

よろしくお願いいたします。基幹相談支援センターの三芳です。

基幹相談支援センターとしては、国から示されている4つの役割があり、それぞれに分けてご説明します。1つ目が専門的な相談支援、2つ目が地域づくり、3つ目が精神科病院、施設入所からの退院・退所、地域定着、4つ目が権利擁護や虐待防止です。

専門的な相談支援については、基幹相談支援センターの相談員が担当する場合と、計画相談員さんや一般相談の後方支援をする場合があります。例えば課題複合ケースで、ご本人だけでなく親御さんも高齢の部分で課題を抱えておられる場合、経済的な課題を抱えておられる場合など、世帯で見たときに幾つもの課題を抱えておられることがあり、そういった場合に担当や応援をしたことがありました。ほかにも、触法や近隣の方とトラブルが生じている場合などに対応をしています。

また、職員が代わっても持続可能な基幹相談支援センターの運営体制の構築を目指して、体制やマニュアル、引き継げるシステムというものをつくっていきと取り組んでいます。加えて、研修の体系化というところで、幾つかのカテゴリーに分けて、対象者や研修内容等の仕組みづくりに取り組んでいます。

次の説明に移ります。本日の会議は自立支援協議会の本会議となりますが、それ以外に、地域課題を抽出して、それに応じてプロジェクトを構築していく実務者会と専門部会があります。今年度は専門部会はなく、実務者会のほうに力を入れています。後ほど、実務者会についてご説明します。

次に、事例検討、人材育成に関する内容です。精神科医の先生にお越しいただいての講義や事例検討会、主任相談支援専門員さんなどにファシリテーションしていただく事例検討会を実施するなど、実際に芦屋市内で活動してくださっている計画相談員や基幹相談支援センターの方々に、事例検討に参加いただく機会を設けています。今年度は、防災と福祉に力を入れるとともに、教育との連携に関する取組をしています。

また、今年度特に力を入れたものとして、地域の事業所で作成されている授産品、兵庫県では

「ここいろひん」と呼んでいます。そういった「ここいろひん」をより多くの方に知っていただく、触れていただく、そして買っていただくというところを基幹相談支援センターとしてもお手伝いできないだろうかということで取り組み、今年度はモンテメールで販売会を実施することができました。振り返りでは年間2回以上実施できたらいいという意見もありましたので、ぜひ来年度も継続していけたらと思っています。また、地域の企業やB型の事業所、A型の事業所とのコラボレーションという意味でのマッチングも、基幹相談支援センターでも可能な範囲で受け持っています。

次は「まるっと説明会」についてです。こちらについても後ほど説明させていただきますが、毎年1回実施しているイベントで、事業所説明会だけにとどまらず、講演会や授産品の販売会などもある、大きなイベントになっていっております。毎年実行委員長が代わることになっており、実行委員長の個性が出てくる部分もあろうかと思えます。今年度の実行委員長は、市役所の中にある喫茶店をやっておられる、ヤドリギワークスさんの江藤さんという方でした。江藤さんは芸術家でもあり、まるっと説明会のキャラクターをつくろうということで、皆さんに公募して3つのキャラクターを選ばれて、当日、市長から表彰をしていただきました。

障がい児・者の作品展は18回目を迎え、基幹相談支援センターも事務局を担っています。毎年実行委員会をつくり、地域の事業所さんと一緒に作品展を実施しています。今年度は初めての取組として、感想文を書いていた方に何かプレゼントができたということで、地域の事業所さんの授産品「ここいろひん」を赤い羽根共同募金で購入させていただき、感想文を書いていた方にお渡しをすることで、その地域の事業所の方々の授産品を手にとっていただく機会を設けました。これは非常に好評で、これまでにないぐらいの数の感想文をいただいたということがありました。感想文は、作品に出展してくださった方にフィードバックさせていただきました。

次も毎年実施させていただいている取組となりますが、知的障がい、発達障がいの疑似体験研修です。地域の方々に障がい知り理解していただくという機会、芦屋市の新任職員さんだけでなく、漣さんからお声がけいただき、打出小槌の自治会・自主防災会の防災訓練において障がいへの理解について紹介をしていきたいと考えています。本日、「おむすび隊」というチラシを小野委員が持ってきてくださっており、後ほど小野委員から直接お話をいただく機会があるかと思っていますが、様々な団体がチームを組み、地域で発達障がい、知的障がいのロールプレイをしながら、実際に体験していただいて特性を理解していただくという取組をしています。

また、今回初めて、地域の中学校から福祉の仕事を教えてほしいという依頼がありましたので、障がい理解、そして障がい者の相談員というところのお話をさせていただきました。

地域移行・地域定着という部分では、実際に近隣の病院と連携を密にさせていただいています。芦屋市に住民票があり長期入院をされている方で、地域移行の可能性のある方について連携を取り、課題に対する訪問等をさせていただいております。

次に権利擁護・虐待防止については、今年度2月末の段階で虐待の通報件数は7件となっています。昨年度20件だったところに対して、今年度は減っている状況です。通報に関しては、「かもしれない」という段階で多くの通報を挙げていただければということがあり、できる限り敷居を低くしていけたらと思っていますので、件数が減ったかどうかというわけではなく、どうすればより通報が挙がりやすくなるのかということを常に考えています。毎年1回、虐待防止研修を実施しており、今年度も昨年度に引き続き、前権利擁護センター長などにお越しいたげて、虐待防止のお話をさせていただきました。

続いて、実務者会の報告をいたします。

(障がい者基幹相談支援センター笠井氏)

事務局をしております、障がい者基幹相談支援センターの笠井と申します。令和7年度の活動報告と、次年度からスタートする専門部会の計画案について、ご報告します。

今年度の実務者会は、地域に眠る生の困り事を丁寧に拾い上げることをミッションとして活動

してまいりました。当日資料２－３をご覧ください。

資料にあるのは、実務者会の基本的な流れです。地域課題を集め、集約された課題の分析を行い、具体的な取組指針案を作成し、課題解消に向けた取組案としてまとめるという流れです。今年度は、新しい取組として、広く意見が集まる仕組みをつくるため、座談会だけでなく目安箱、アンケートフォームを行うことになりました。また、過去の取組の評価を改めて行うことはせず、座談会や目安箱、アンケートフォーム等を活用することも仕組みとして入れています。

前回の本会議以降、２回会議を行い、次年度の専門部会の取組案の作成と振り返りを行っています。今年度は、１０回の会議を開催しました。今年度の大きな成果は、新たに導入した目安箱とアンケートフォームにより１１２件もの切実な回答を得られたことです。前回の自立支援協議会本会議の中でもお話をさせていただきましたけれども、これらはやはり大きかったのではないかなと捉えています。これらの声と３日間にわたる座談会での対話を分析した結果、芦屋市における３つの大きな課題が浮き彫りになりました。

浮き彫りになった課題は、職場で悩みを話せる相手がいない、当事者同士でつながれる場が欲しいという切実なニーズである「居場所」の不足、学校や職場、警察、公的機関など、福祉専門職以外の方々の理解を広げてほしいという願いである「障がい理解」の課題、進学や就職の際の資源不足、そして何より親亡き後の人手不足への深刻な不安である「教育・保護者の不安」です。

これらの３つの課題に着目して議論を重ねた結果、それぞれの課題を解決するための取組に重なる部分が多いのではないかという意見も多く、居場所、集まりの創出という点と、支援ツール、サポートファイルの改善に内容を絞っていったのですが、両方というのはボリュームが大き過ぎるという意見もありましたので、今回は支援ツールの改善に重きを置き、その過程で当事者、保護者が集まる場を設けて、居場所としての機能も副次的に考える方向となりました。

そして、次年度の専門部会は、１５年ぶりに支援ツールの抜本的リニューアルに挑むということを考えました。テーマは「つながる、続ける、安心できるサポートファイル」です。確実に運用できるツールにするため、２年計画で進めます。１年目となる令和８年度は、ヒアリングと調査を行ない１２月までにたたき台を作成します。２年目となる令和９年度は、実際に使っていただく検証・試用期として、フィードバックを受けて完成させ配付、説明会を実施します。

取組の目的としては、既存の資源が必要な人につながることで、今までの取組を持続可能な形で続けること、若い保護者の方や未就学児の保護者が自然につながる機会をつくり、不安が解消され安心できること。保護者が安心できる仕組みや場をつくることで、こどもも安心するというよい循環が生まれる状態を目指すものです。今までの取組が持続できるような形で再検討し、サポートファイルの利便性を高めること、既存の取組が評価できること、これらを目的にしたいと思っています。

今回のリニューアルでは、サポートファイルの内容のブラッシュアップとデジタル化、データの連携について検討します。就学前から学齢期、卒業後の就労支援までの共通のアセスメントシートについても検討し、親の支援なき後への備え、すなわち、幼少期からの情報を蓄積し、親が不在となった後も新しい支援者が本人の特性を正確に理解できる、サポートファイルを地域の支援基盤としての機能として評価できるのではという期待も話題に上っていました。

振り返りでは木下先生からアドバイスや講評をいただき、単に新しいファイルをつくるだけでは過去の失敗を繰り返す、同じ轍を踏むとの厳しい警鐘をいただいています。前回サポートファイルをつくったときの中心に木下先生がいらしゃったので、つくった責任という意味でのお気持ちでもあったのかなと思っています。実務者会の会議の中でも、サポートファイルの必要性は分かるが、使いにくさや今のスマホ時代に合うのかといった点など、１０年が経過したなかでの課題が出てきていました。これらは、じっくり課題に取り組むようにとの応援メッセージでもあると受け止めています。

カギとなるのは、制度との連携です。相談事業所が支援計画を立てるために、サポートファイル

があるかを問いかけることを必須のプロセスにしたり、ツールと相談支援がセットで動く仕組みがカギになるのではないかという話が、振り返りのなかでありました。また、本人の意向が尊重される芦屋の支援の思想のようなものが、サポートファイルの中に蓄積されるのではないかという、大切にしたいポイントなどについても助言がありました。今回のリニューアルを通じて、先輩保護者から新米保護者への安心のバトンを渡し、誰もが地域で安心して暮らし続けられる仕組みの一つとして活用できるものをつくっていきたいと思います。

当日資料２－１の専門部会の構成メンバーの資料をご覧ください。次年度の専門部会の構成メンバー案は、今年度の実務者会から半分の構成員の方々に入って担っていただくものとなっています。また、サポートファイル作成当初に中心になっていた部署から参加いただく予定です。会議の進行具合によっては、必要に応じて情報をお持ちの部署の方や当事者の参加など、ゲスト参加や構成員を増やすことも柔軟に検討したいと思っています。

次年度の実務者会の構成メンバー案は、新しい構成員を加えたものとなっています。一部、まだお名前が決まっていないところがありますが、おおむね資料のとおりです。

第１０回の実務者会では、次年度のスケジュールも確認しています。今年度のアンケート等の課題から座談会のテーマを考えてはどうかという意見や、専門部会が２年なので急がず２年かけて上記のプロセスを進めてはどうかと提案があり、今後、実務者会の中で検討していくことになりそうです。

次に「まるっと説明会」についてご説明します。

（基幹相談支援センター鈴木氏）

まるっと説明会事務局、基幹相談支援センターの鈴木と申します。

令和７年度第６回まるっと説明会実績報告をさせていただきます。

今年度のまるっと説明会は、令和８年２月２１日土曜日の午前１０時から午後４時、芦屋市役所東館３階と北館プレススペースでの開催となり、関係者を含む２３５名の参加がありました。昨年度に引き続き、市内福祉サービス事業所、当事者団体による実行委員会形式にて運営を行いました。

今年度の開催テーマである「つなぐ、つなげる、つながる」に基づき、会場班、広報班、プレゼン班の３つの班に分かれて協議を進めました。今年度は開催後、振り返りも含めて全８回の実行委員会を開催しています。また、開催準備の会議も含めたまるっと説明会の場そのものが、市内事業所、当事者団体との横のつながりをつくるプラットフォームとしての側面であることも考慮して、実行委員会の運営を行いました。

次に、具体的な取組内容についてご報告します。

昨年に引き続き、パネル展示で事業所を紹介するコーナー、「事業所・団体 まるっと紹介」を実施し、市内２０の事業所、団体がパネル展示を行いました。また、今年度は新たに市外、近隣事業所の情報も得られるコーナーを設けました。

市内事業所「ここいろひん」授産品の販売を行なった事業所商品「まるっとマルシェ」では、９事業所がここいろひんの販売を行いました。カフェスペースは、ここいろひんの飲食物を楽しむ体験してもらえる場としました。

また、「まるっと体験・ワークショップ」として、実際にどのような作業を行っているかを体験できるスペースを設け、２事業所が出展しました。

事業所の人材不足は継続した課題となっています。その解決の一助となるように、まるっと説明会を人材のマッチングの場として使う取組の一つとして、まるっとスタッフ募集コーナーを設け、事業所職員募集チラシや仕事紹介ポスターなどを設置しました。市内事業所がまるっと説明会への出展動機を高めることも目的としており、今年度は１１の事業所が参加しました。

まるっと講演会では、「障がいのある人の暮らし方 らいふ&すまいる」「発達が気になる子どもの学びを考える～保育所等訪問支援というサポート～」という２つの講演を午前、午後に分けて実施しました。

「高校生福祉研究発表について（ポスター発表）」は、甲南高校の生徒による福祉研究発表ポスターを掲載しています。

今年度の新たな取組として、「まるっとメッセージボード」を実施しました。来場者に自身の悩みや知りたい情報、困っていることについてつぶやきを書き貼っていただきました。その悩みや困り事の解決の方法を知っている人が、助言や励ましのメッセージを送ることができるもので、来場者、スタッフ間の情報共有や相互交流を目的に設置しました。また、広くまるっと説明会を知ってもらい参画してもらえよう、キャラクターの公募も新たに行いました。イベント当日には「まるっとフレンズ表彰式」として、最優秀賞、優秀賞受賞者への表彰式を行いました。高島市長には、プレゼンターとして来ていただきました。

来場者アンケートの結果からは、まるっと説明会という場そのものが当事者、家族、支援者が一堂に集まるつながりの場として高い満足度を感じていただいていることが分かりました。「また来たい」「ずっと続けてほしい」という声が多くあり、年次継続イベントとして着実に周知が進んでいると思われます。その一方で、情報の深さ、会場環境、集客の幅という3つの課題があることが浮き彫りになりました。次年度の実施に向けて春から実行委員会で検討を重ねていきますが、その際に、質的向上と会場体系の改善を両立するための検討を進めていきたいと思っています。そのため、第1回実行委員会を開催する前に、実施準備のための会議を4月に予定しています。

報告は以上です。

（木下会長）

質問等がありましたらお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

（能瀬委員）

先ほどの報告にあった112件のアンケートについて、1件1件すごく細かく意見を書いてくださっているアンケートを受け取ることができたのが、すごくよかったのではないかと感じています。一方で、いただいたらいただいただけ課題が多いということも分かったというのが現状です。

また、座談会を実施しましたが、座談会となると参加者にはとってどうしてもハードルが高いと思います。来てくださる方が同じ方になったり、人数が少ないということがあるので、無記名のアンケートを実施して、いろんな意見をいただけたのがよかったのかなと思います。

（木下会長）

ありがとうございます。小財委員も実務者会に参加されましたね。

（小財委員）

実務者会に今年度初めて参加させていただきました。私自身、こういった形で自立支援協議会が成り立っているのかというところからでしたが、回を重ねるごとに、委員の皆さん、参加者の皆さんが深く意見を出していけるような前向きな発言がすごく出ておりました。

先ほども能瀬委員からありましたとおり、今回のアンケートは、具体的にこういう事例があつてこういうエピソードでこの時点で困ったであるとか、家族の方や当事者の方が訴えるアンケートになったと感じています。結果を受け取る側としても、非常に大切な112件の意見が集まったと感じています。

こうしてたくさんのご意見をいただいている中で、先ほど笠井さんからもありましたけども、ここから専門部会で課題を絞っていくなかで、どの部分をポイントに絞っていけばいいかということが今後非常に難しいと感じています。来年度、令和8年度に向けて新たにアンケートをもう一度取るということではなく、今回、せっかく112件という深いご意見をいただいたその内容をもう少し精査していく中で、別の視点の課題というのも出てくるのではないかという意見も出ておりましたので、アンケートを取ったら終わりではなく、そこから見えてきた課題であつたり、精査を行うなかからの課題抽出もできるのではないかという意見が出ていましたので、令和8年度に続いて、引き続き充実するような部会、座談会等もできるのではないかと考えています。

(中野オブザーバー)

すてきな発表、ありがとうございました。随所に工夫を凝らしてあって、ものすごく取組を頑張っておられるなど共感いたしました。

112件の声ということがあったんですが、私はその112件の言葉、本人の言葉なのか保護者の言葉なのか分かりませんが、112件の生の声を届けていただけたらと、参考までにこういう声がありましたというような実際の内容が知りたかったなと思っています。

それから、次期の専門部会でしていただくサポートファイルについてですが、サポートファイルというのは、芦屋市だけではなく他市でも形骸化といいますか、実際にはなかなか使われていないということと、その反省があまりなされていないということがあります。いわゆる特別支援学校だけではなくて、学校とそれらがちゃんとリンクできているのかということもあります。実際にどれくらいの人が使っているのか、それともあまり必要性がないのかもしれないというようなことも含めて検証する必要があるのではないかと考えています。実際に芦屋市のこどもも大人もどれくらいの人が使っていて有効利用しているのか。連携をするときに助かるということはよく聞いてはいますが、その他でなぜそんなにしぼんでいるのかというところは、近隣市でもそのような課題を持っていますし、全国的にそのようになっています。

その中で、あえてそこにチャレンジするということは、私はすごくいいなとは思っていますが、木下先生が言われている同じ轍を踏むなというところは、もう一度かみしめながらやっていかないといけないのかなと思います。

それと、実務者会では、座談会や目安箱、アンケートから地域の課題の抽出ということを工夫を重ねてされていますが、私は自立支援協議会の中で、個別のケースから地域課題をどんなふうにつくっていくのか、個別のケースから見える抽出方法というところが少し、座談会とかアンケートも一つのツールではありますが、ケースを携わっているソーシャルワーカー、いわゆる相談支援の専門員が個別の課題から地域課題への底上げを行うといったところがあればよかったかなと思いました。

(木下会長)

重要な御指摘もあったかと思います。

112件のアンケートについては、要約されているものがあったような気がしますが、それを公表することは可能なのでしょうか。

(障がい者基幹相談支援センター笠井氏)

112件分を要約しているものがありますので、事務局の方と相談しながら、公表することができかなと思っています。

また、アンケートから専門部会のテーマに絞っていくまでの過程で出てきたご意見に、アンケートの中身に関することがあり、前回の報告でまとめとして幾つかお示しをさせていただきました。

(木下会長)

もう少し生の声をというご意見がありましたので、必要であれば事務局と相談してから、その辺りを感じられるようなものが提供できればと思います。

サポートファイルについては、宝塚も見直しの動きをされています。10年以上が経過し、サポートファイル見直しの機運が高まっているというのは分かりますが、当初、私がサポートファイルをつくっていたときも、ニーズがあるのかという全く同じような意見を言われました。運用面がどうなっていくかということが非常に重要だと思うので、その辺りを検討していただけたらと思います。

期間を2年間とっておられるので、柔軟に取り組めばいいと思います。もし、検討の結果、サポートファイルはやっぱり難しいかなということであれば、もう一度事務局も含めて差戻しで検討するというのもいいのかなと思っています。

あと、自立支援協議会の個別支援の例は、仕組みとして相談支援連絡会と連携していると思って

いるのですが、相談支援連絡会では個別のケースの対応等はされているのでしょうか。

(田中委員)

相談支援連絡会は、市内の相談支援事業所、計画相談の事業所の方が集まって連絡会をしています。具体的には、情報共有並びに勉強会といった感じで、その時々でテーマを絞って一緒に考えたりしています。ケース検討のときもあれば、例えば65歳問題ですとか、学齢期の方の学校との連携なんかについてといったように、その時々でテーマを絞って、その分野の講師の方に来ていただいて勉強会をするというようなことをやっています。

私は実務者会にも参加していますが、実務者会での動きと相談支援連絡会での動きというのは、具体的に同じことをやっているわけではありませんが、相談支援連絡会でやっていることなどを背景として、実務者会の構成員として参加しているというような形になります。

直接的な関連は薄いかなというところではあります。

(木下会長)

流れはあると思います。流れがあるというのは変な言い方ですけども、相談支援連絡会の構成員である相談員の方が実務者会に来られて、アンケートも取って、事例等も背景に持ちながら発言していただく。ただ、中野さんが御指摘されているのは、令和6年度から改正になっている自立支援協議会の在り方のところで、個別支援計画を軸に置いて地域の課題をちゃんと挙げなさいということが決められているというところですね。その流れのところは意識しながら、今後、行政のとも相談させていただいて対応を考えていきたいと思います。

他はいかがでしょうか。

(小野委員)

当事者の立場として、サポートファイルのことを言わせていただきます。私には40歳前後の子どもがいて、今まで育てていく間に、サポートファイルに似たようなものは何度か出会うチャンスがありました。これを書けばすごく安心だというのは分かりますが、なぜか全然書いていません。周りでも、そういうノートなどをいただいたときに書いたかを聞いたら、書いている人はほとんどいません。

なぜだろうと思って考えてみたのですが、例えば子育ての最中に、やっと今日一日が終わったと思った後にそれを書き込むというのは、なかなか親としてしんどいです。それが、書いてない理由の1つではないかと思います。もう1つは、これを書いたところで明るい未来が開けているとは思えない、そういうモチベーションが持てないのかなという気がします。一方で、私も年を取っているので、親亡き後に備えて、もういいかげんに書かなきゃいけないと思っているんですけども、なぜか書けない。

昨年いろいろな座談会で意見を抽出していただいて、すごくよくまとめていただいてすごいなと思ったのですが、その結果出てきたのがサポートファイルというのは、ちょっとえっという感じがしました。正直なところ、当事者の意見としてはそれが多いと思います。

(齊藤委員)

私も、サポートファイルをつくるときに、ページが厚過ぎると誰が書くのかといったことを申し上げました。先ほど中野さんが言われたように、民間企業では、会社を担当させるときには、その会社についてのサポートファイルのようなことを書かせますが、ページを厚くすればするほど書かないです。忙しいんですよ。

基幹相談支援センターでもさっき話があったように、相談業務にしても人がころころと代わる。だから、新人の人がサポートファイルを書くということは勉強にはなりますが、おそらく、ベテランの方は中身をぱっと見ただけで、書かなくても暗黙知として感じていらっしゃるはずです。だから、サポートファイルは要らないと私は思います。

前回の会議で、非常にいいアンケートから問題をたくさん発表していただきました。あれは非常によくできているので、家族会でもそのコピーとって、みんなで勉強しています。あのような内容

は非常に有効だと思います。

多分、サポートファイルをつくっても、サポートする人がいないと思います。そこのほうが課題です。もう少しお金をつけてそこに適正な人を配置すれば、親亡き後も解決する話があるはずです。あるいは、誠実にページを増やしてみんなが真面目に書いても、変わらないと思います。

だから、2年間をかけて取り組むのは止めたほうがいいのかと思います。もっと具体的な改善点がたくさんあると思いますので、そちらに取り組んだほうがいいと思います。

(木下会長)

サポートファイルについて厳しいお言葉が並んでいます。

持ち帰ってもう一回検討することが可能なのか、それとも、ある程度いろいろ話し合い、皆さんのアンケートやいろんな議論を交わした中で、これはやってみたいということになっているのか。

もう一回話し合う機会というのがあるのでしょうか。

(障がい者基幹相談支援センター笠井氏)

テーマの中心にあるのがサポートファイルと書いていましたので、サポートファイルのリニューアルがすごく表立っているのも確かです。

課題の中に居場所や障がいの理解というところもあり、サポートファイルをリニューアルする中で様々なヒアリングをしていきたいと思っていますので、そこでいろいろな方に集まっていたいただいてサポートファイルのことを話ししながら、集まっていた中でのつながりをプロデュースしていくということも、居場所や集まりの創出につなげていきたいという観点を含めて話題に上がっていました。

(木下会長)

もし可能でしたら、本日このような意見が出たということで一旦持ち帰りをしていただいてもいいかと思います。サポートファイルが絶対だめだということではなく、もし可能であれば、アンケートに加えてもう一度当事者の方たちにサポートファイルの意図を説明した上で、そのニーズが合致するのかどうかということは検討してみてもいいかと思いますが、いかがですか。

(能瀬委員)

笠井さんが言ってくださったように、サポートファイルというアイテムを一つ出してはいますが、サポートファイル自体の見直しするかしないかということも、多分議論していくことになると思います。

アプリとなるとお金がかかるので、デジタル化したいという意見もあります。大きいファイルの紙ベースではなくて、デジタル化することで保護者の方たちにとって使い勝手がいいものにしていきたいと思います。将来的にはお子さんが大人になって自分のサポートファイル、サポートブックと思ってそれを持って巣立っていく、自立していくというものになっていけばいいな、という流れを見据えてのサポートファイルという単語ではありますが。

あと、それをリニューアルするなり、どういう形にしていくかということを含めて、いろいろな方とのつながりをつくっていかうということもあります。今、若いお子さんたちの保護者の方とのつながりが本当に途絶えているというか、集まらないというのが現状なので、そういうテーマを伝えることで少しつながっていきえるのかなというところも、福祉の人材のためにという観点からも思っています。

(木下会長)

いろいろ思いはおありだと思いますし、おそらく、私が前回つくっていたサポートファイルの根が深いのだと思います。皆さん、サポートファイルを全然使っていないなという感じになってしまっているの、先ほどサポートファイルのことが急浮上したことで、私も同じ轍をとというような発言をしてしまいました。同じように、作ったはいいいけど誰も使わないというようなことになるのは、時間とお金のロスだと思います。

既成物をつくるのがいいとか悪いとかではないのですが、おそらく皆さんが心配しているの

は、このサポートファイル文化を育む機運、流れをつくることができるのかという点だと思います。その中で、もしサポートファイルという言葉が引っかかるのであれば、人材をつなぐフレームという名前に変えて、副生物としてサポートファイルを位置づけることも考えられます。少し目的観を変えていただいてもいいのかもしれない。

もう一度、検討をしていただければと思います。結果的に、再度サポートファイルをつくり、醸成をしていくプラットフォームづくりが軸だということであれば、おそらく、皆さんも納得されるのではないかと思います。

ここまで実務者会のほうを中心にお話ししましたが、最後にまると説明会のお話もありました。結構な人数が参加され、一大イベントになっています。実務者会のことも含めてですが、基幹相談支援センターや事業所さん、当事者の方、御家族の方、多くの方の御協力をいただきながら、まると説明会を毎年大盛況で実施いただいています。

三芳委員のご説明にもありましたが、基幹相談支援センターも含め、実務者会の方々もこれだけ皆さん一生懸命取り組んでいただいているので、今何が課題かというところ、当日資料の裏面に、令和7年度の取組で「(職員が代わっても) 持続可能な基幹相談運営体制の構築」や「研修の体系化システムの構築」と書かれていますが、業務的にも余裕がないということは何回もお聞きしています。その中で一生懸命やっていたいただいているということは、私のほうから一言付け加えさせていただきます。

もう一つ強調されていたのが、資料の3ページ目の上側に記載されていますが、「防災と福祉の連携研修」ということで、防災と福祉に力を入れているというところがあります。

あと少し気になったのが、権利擁護・虐待防止のところ、昨年度の通報件数が20件に対して今年度は7件だという点です。三芳委員もおっしゃっていたように、少なくなったからいいというよりも、気軽に相談できるというかそういう通報システムでありたいというお話をされていて、その辺りが、前回の御報告と少し違うところではないかと感じました。

谷委員に伺いますが、権利擁護の視点から、虐待の通報件数の減少の要因について、何か考えられることはありますか。

(谷委員)

件数が昨年より大幅に減っているという事実はあるのですが、もう一つは、三芳委員からも補足があった点です。

実際には、受けた通報が虐待に当たるかどうかということを虐待対応機関で判断します。昨年度は20件のうち5件だったかと思います。今年度は7件のうちの4件です。高齢者の虐待もそうなのですが、認定率は大幅に増えています。

このことには幾つかの要因があると思います。なかなか周りが気づくというところがなく、状況が悪化したなかで挙がってくる場合や、家庭全体で問題を抱えている場合、それも複雑な虐待の状況が挙がってきているということが、今年度もそうですがここ数年の特徴ではないかと思っています。また、前回もお話ししたかもしれませんが、高齢者の虐待でも、養護者に当たる人や御家族の中に何らかの疾患を持たれている方がおられるケースが非常に増えているということも、ここ数年の傾向と思っています。

そこで、虐待対応機関だけではなくなかなか判断しづらいというときに、精神科の先生にSVを受けるような場を設定するということも昨年度から始めています。そういうことも、今後、回数も増えていくのではないかと思います。

(木下会長)

加藤委員、精神科における昨今の傾向などはあるでしょうか。

(加藤委員)

患者さんの高齢化というのでしょうか、親も障がいのある患者さんも高齢化して、お互いに一生懸命頑張られるのですが、どこに相談していいかが分からないというような話も出ています。実際

は、介護保険などの高齢の分野で、地域で変化があった場合に比較的すぐに拾うようなケースにはなっていますので、虐待までは至らないことも多いのですが、生活が立ち行かなくなる場合に、一昔前に比べると、いろんな地域の資源というか介入が増えてきていると思います。

(木下会長)

ありがとうございます。

それでは、次の議題に移らせていただきます。芦屋市共に暮らすまち条例関連施策の取組状況・評価の実施について、事務局から説明をお願いします。

(2) 芦屋市共に暮らすまち条例関連施策の取組状況・評価の実施について

(事務局今西)

芦屋市共に暮らすまち条例関連施策の取組状況及び評価について、この取組に対する評価が必要なのかということも含めてご説明します。資料4-1をご覧ください。

芦屋市では、障がい者を理由とする差別を解消することを目的とした「芦屋市共に暮らすまち条例」を定めています。その条例の第14条に、「市は、この条例に基づく施策の実施状況を確認し、及び評価した上で公表し、施策に反映するものとする。」と定めていますので、今回、自立支援協議会において、取組内容について評価をお願いするものです。

続いて、資料の「1 対象となる施策」をご覧ください。こちらには、評価される施策、取組とは何かということに記載しています。評価される取組は、障がい福祉に関する施策を網羅した、芦屋市障がい者（児）福祉計画第7次中期計画で掲げられている取組のうち、障がい者を理由とする差別の解消に資する取組であり、評価はそれらをピックアップして行っています。

1つ目は、障がい理解に関する施策の実施です。例えば、障がい理解を深めるための研修事業等の実施などがこれに当たります。

2つ目は、合理的配慮の提供支援に関する施策の実施です。それぞれ障がい特性に応じた配慮の提供に関する事業などがこれに当たり、例えばバリアフリーなどもこの取組の一つとなります。

3つ目は、社会参加の機会の拡大です。障がいのある人が社会参加できるような支援に関する事業などがこれに当たり、例えば障がい者雇用の取組などもこの取組の一つとなります。

4つ目は、政策形成過程への参画です。例えば、この自立支援協議会もそうですが、市政に関する政策形成過程における会議の委員として、障がいのある人も参画することなどがこれに当たります。

これら4つの取組について、例えば道路などのバリアフリーに関する取組であれば基盤整備課など、それぞれの取組を実施している所管課が、資料の2ページ目「評価の視点」に記載している事項を意識しながら自己評価を行なっています。そして、各所管課で評価をした取組について、障がい福祉課のもう一つの附属機関である障がい者差別解消支援地域協議会の委員の皆さま、障がい者団体の皆さまからご意見を頂戴し、最終的な総合評価として、本日の自立支援協議会でご意見をいただく形で評価を行っています。

資料4-2をご覧ください。この資料には、障がい者差別解消支援地域協議会、障がい者団体の皆さまからいただいた意見をまとめています。資料には、先ほどご説明した「障がい理解に関する施策の実施」「合理的配慮の提供支援に関する施策の実施」「社会参加の機会の拡大」「政策形成過程への参画」の区分ごとに、左から令和6年度の特徴的な取組内容、障がい者差別解消支援地域協議会からのご意見・評価、障がい者団体からの意見・評価を記載しています。

では、令和6年度の特徴的な取組内容からご説明します。芦屋市では、障がい者差別の解消のために延べ30個強の取組を実施していますが、時間の都合上、全ての取組を紹介することはかなわないため、特に特徴的だった取組をピックアップしてご紹介します。

まず、1つ目の「障がいの理解に関する施策」についてです。この施策には、市民及び事業者の理解を深めるための研修等の実施と、障がいのある人となない人との相互理解を深めるための事業

等の実施があります。市民及び事業者の理解を深めるための研修等の実施として実施したことは、令和6年12月号の特集に「音のない世界で～ともに暮らす芦屋」と題した聴覚障がいを中心とした特集記事を掲載したこと、総合的な学習の時間において、福祉学習として、講話や車椅子に実際に乗る体験を行ったこと、障がいのある児童生徒と一緒に学ぶ時間をつくることにより、障がいに対する理解を深め、相手の特性を察知し知ることの大切さ、人とのつながりの大切さについて考えさせることができたということ、教職員を対象とした研修として、専門的な知識のある方にご来校いただき、障がいのある児童生徒の行動観察や助言指導をいただいたことです。

このことによる効果としては、特定の障がいに注目した記事となり、その障がい特性について詳しく紹介することができ、合理的配慮についても情報提供することができたこと、相手の特性を察知し知ることの大切さに気づき、共生社会について考えさせることができたこと、障がいのある人や高齢者が地域で生活していく方策について考える機会とすることができたこと、実際に障がいのある人と交流することで、障がいとの向き合い方や人とのつながりの大切さについて考えさせ、障がいに対する理解を深めさせることができたこと、障がいのある児童生徒に対する理解を図ることができたこと、また、授業中の学習課題や対応の仕方など特別支援教育について研究を深めることができたことがあります。

次に、「障がいのある人となない人との相互理解を深めるための事業等の実施」として実施したことは、特別活動について、学校行事等に限らず、学級活動、児童会・生徒会活動、クラブ活動の全てにおいて、障がいのある生徒と共に過ごすことを基本としていることです。その効果としては、日々の生活の中で、生徒が障がいの有無にかかわらず、学級の仲間として共に過ごすことができたことです。

「合理的配慮の提供支援に関する施策」について実施したことは、潮見中学校において、1階の多目的トイレを拡張しユニバーサルシート及びオストメイト対応の便座を設置したこと、民間事業者に対して「合理的配慮提供支援助成事業（障がいのある人に必要な合理的配慮を提供した際に、その費用の一部を市から助成する事業）」を実施したこと、兵庫ゆずりあい駐車場制度及びヘルプマーク・カードについて、広報あしやなどを通じて周知・啓発に努めたこと、出前講座のメニュー登録などを推進し、利用者拡大に向けた取組を検討したことです。そのことによる効果としては、ユニバーサルシート及びオストメイト対応の便座を、障がいの有無にかかわらず幅広い年齢層の方々に利用してもらえるように努めたこと、合理的配慮提供支援助成事業で2件の助成を行ったこと、兵庫ゆずりあい駐車場交付申請数は約280件、ヘルプマーク・カードの交付件数は約480件であり、昨年に引き続き多くの市民に交付することができたこと、人権問題や障がいのある人への配慮に関する出前講座を実施し、学習機会の確保に努めたことです。

「社会参加機会の拡大の取組」で実施したことは、保健福祉センター内の阪神南障がい者就業・生活支援センターに就労支援員を常勤で配置したこと、障がいのある人を会計年度任用職員として採用したことです。その内訳は、身体障がいのある人4名、精神障がいのある人12名、知的障がいのある人4名です。このことによる効果としては、阪神南障がい者就業・生活支援センターの実績は、配置人数1名、就労相談件数1,765件、一般就労達成者数15名、また、令和6年度の法定雇用率が2.84%となり、令和6年度法定雇用率を市が達成したことです。

最後に「政策形成過程への当事者の参画」についてですが、様々な附属機関の会議の場に、障がい者団体の方々が委員として参加していただいています。例えば令和6年度は、こちらの自立支援協議会、そのほかでは民生委員推薦会、福祉のまちづくり委員会等の附属機関において、障がいのある人やそのご家族の方に参画していただきました。また、こんな工事をしますよというようなアナウンスなども、その都度障がい者団体の方を通じて発信していただいているところです。ありがとうございます。

続いて、これらの取組に対する評価についてご説明します。まず、障がい者差別解消支援地域協議会の欄をご覧ください。

「障がいの理解に関する施策」については、『市の広報誌では、障がいのある当事者とその家族を取り上げるなど、市民の理解促進に向けた市の仕掛けや一連の取組については、一定評価できる。』『市では、全ての子どもが地域の学校に通えるようにする取組を行っている。また、ICT機器の活用や体験学習に加え、日常生活において障がいのある生徒とない生徒が共に学ぶことが重要と考えている。市は、こどもたちがみんなで同じ環境で学べるということを最優先し、学校長等に協力を依頼している。』『市では、職員の専門性を高めるために、教員研修会を実施している。』『研修会では、専門家から教員の学習意欲の高さが評価されており、教員は毎年新たな学びを得ているため、今後も継続していきたい。』『市のインクルーシブ教育は誇れる取組だと思う。』といったご意見・評価をいただきました。

「合理的配慮の提供支援に関する施策」については、『合理的配慮の提供が民間事業者にも義務化されたことにより、障がいのある人が声を上げやすくなったのではないか。』『合理的配慮という言葉の認識が社会において統一されておらず、その人に合った対応がなされていない場面がある。配慮があっても個々の障がいや特性に合わない配慮をされて不十分な場合もある。対応や配慮に感謝しつつも、個々の障がいや特性に合わせた対応の重要性を感じている。』『個々の状況に合わせた合理的配慮の提供と、全員が利用しやすいユニバーサルデザインのさらなる普及を望む』といったご意見をいただきました。

「社会参加の機会の拡大」については、『法定雇用率は徐々に上昇しているため、積極的な障がいのある人の採用が求められている。』『市は、法定雇用率をクリアしており、その点では評価できる。しかし、会計年度任用職員は任期が1年であるため、今後も多様な部署において採用を拡大するなど、障がいのある人の雇用のさらなる推進が期待される。』『今後、支援側としても継続的な雇用を応援し、雇用率の向上に貢献していきたいと考えている。』『障がいのある人の採用だけでなく、その後の就労の定着がますます重要になってきていると感じている。就労の定着には、一人一人に合わせた合理的配慮の提供やパフォーマンス向上のための対応が不可欠である。』『障がいのある人が活躍できる場を広げるということは、行政だけでなく民間企業も含めた社会全体の課題である。官民が連携して取り組むことが大事ではないか。』『障がいの内容によって職業の選択肢が限られてしまうことがある。』『障がいのある人がより多様な職種で活躍できる機会が増えることが望まれる』といったご意見をいただきました。

続いて障がい者団体の欄をご覧ください。

「障がいの理解に関する施策」では、『広報誌で障がいについて取り上げてくれるのはありがたい。』『障がいのある人の写真をタブー視せずに広報誌等に掲載することで、市民の注目を集められるのでいいと思う。』『地域の様々な取組において、円滑な運営と共助のために障がい理解は不可欠。』『身体障がいだけでなく、知的障がいや精神障がいなど、多様な障がいについて学べる機会を提供してほしい。』『外見からは分かりにくい障がいへの理解の促進や、外国人への啓発など、周囲の理解度の格差を埋めるための取組があればいいと思う。』『知的障がいなどは理解されづらいため、インクルーシブ教育はいい取組だと思う。』といったご意見をいただきました。

「合理的配慮の提供支援に関する施策」については、『ユニバーサルシートなどのハード面の有無が障がいのある人の外出のハードルを大きく左右する。また、車椅子の利用者にとっては、小さな段差が大きな障壁となっている。芦屋市のバリアフリー化は進んできたとは思っているものの、さらに推進して欲しい。』『合理的配慮がだげさ過ぎるときがある。「障がいのある人には何でもしてあげなければならない。」と思われているのではないかな。過剰な配慮は、受ける側にも提供側にも負担になる。障がい特性は、人それぞれであることを理解してほしい。』『合理的配慮は「100点満点」でなくてもいい。できる範囲での歩み寄りが大切。』『「ちょうどいい配慮」を提供するためには、まず「何がお手伝いできますか？」と声をかけ、本人のニーズを確認するコミュニケーションが不可欠』というご意見をいただきました。

「社会参加の機会の拡大」については、『完璧ではなくてもいいので会計年度任用職員について、

「就労に結びついた」「自立できた」といった契約満了後にどうなったのかというデータを取ってほしい。』『会計年度任用職員がどんな業務をしているのかを知りたい。』『上司が変わるだけで仕事のやりやすさが変わる。就職すると親が関与できないため、その人の特性を伝えてくれる人がいれば長く勤められるのではないか。』『現場の人の力に頼ってしまいがちだが、企業全体でフォローしていただけるとありがたい。』といったご意見をいただきました。

取組及びご意見の説明は以上ですが、これから委員の皆さまには、ご意見をいただくとともに、取組をAからDで評価していただきたいと存じます。AからDの評価の定義は、資料4-1の3ページ目に記載している「(2) 評価基準」のとおりです。Aは「予定どおり遂行して十分な効果があった」、Bは「ほぼ予定どおり遂行して効果があった」、Cは「一部しか実施できておらずあまり効果がなかった」、Dは「実施できず効果がなかった」といったものです。

障がい者差別解消支援地域協議会の委員の皆さま、障がい者団体の方々、そして、本日の自立支援協議会の委員の皆さまからいただいたご意見や評価を元に、障がい者差別の解消のために必要なことを洗い出し、芦屋市全体で具体的に何ができるのかを検討していきたいと考えています。

(木下会長)

総合評価に関しては、皆さんから出た意見を踏まえて、事務局もしくは会長、副会長のほうでまとめさせていただきますが、意見と施策評価のところを固めさせていただければなと思っています。

1つ目の項目は抽象的になりやすいので、2つ目から4つ目の項目について進めていきたいと思います。例えば合理的配慮のところでは、「潮見中学校において」というように学校のことが記載されている部分もありますが、藤田委員、入江委員からご意見はないでしょうか。

(藤田委員)

潮見中学校に限定しての意見ということでしょうか。

(木下会長)

一応、潮見中学校のことは出ていますが、学校全体で同じような動きや、ほかにもこういうことをやっているということ、実はこういう課題があるということであれば、ご意見をいただければありがたいです。

(藤田委員)

芦屋市はインクルーシブ教育を掲げているまちです。特別支援学級に在籍するこどもも、通常学級に支援を必要とされるこどももいます。そういったこどもに対する支援で、特別支援の担任は、8人のこどもに対して1人しか担任がつきません。

ご存じのとおり、芦屋市では就学通知書には地域の学校しか書いません。関東圏の都道府県から本当にそうなのかと言われましたが、実は関東では就学通知書に特別支援学校などが書かれています。芦屋市では基本的に地域の学校で受けるので、人の配置をかなり手厚く、阪神間では比較にならないくらい充実させています。来年度もさらに5人増員します。

また、人を増やすことだけではなく、教員の姿勢が大切だと思います。今年、学校から希望を募って、特別支援の見識を持っている大学の先生に中学校に一日お越しいただき、教員に対してすぐにフィードバックをするという事業を始めました。教員の意識も向上していかなければならないと思っています。

もう一つ、軸としてなければならないのが、インクルーシブ教育がなぜ大事かということで、こども基本法やこどもの権利条約に記載のとおり、こども第一で考えないといけないと思います。

「特別支援教育を必要とするこどもだから」などではなく、全てのこどもが幸せで主体的な学び、生活が学校で送れるようにしなければならないというところに、教育委員会としてはシフトしていった状況です。

(入江委員)

年度初めに毎年担任側と合意形成を図って、合理的配慮について決定して、どういう支援ができ

るかということを文書にして共有しています。

ケースがたくさんあるので、この潮見中学校のように具体的なことをたくさん述べるというのは難しいです。

(木下会長)

漣委員に伺います。例えば障がい者団体のところでは、合理的配慮について100点満点でなくてもいい、できる範囲で歩み寄りが大切というような言葉もあって、先ほど合理的配慮がすべて支援ありきというような言葉がありましたけれども、何か感じることはありますか。

(漣委員)

そもそも、合理的配慮というのはあまり世間では周知されてないということもあると思います。例えば、地域社会で自治会や自主防災会に私も極力参加していますが、恐らくその構成員の方にはほとんど知られてないと思います。それから始めるということもあるのではないのでしょうか。

また、少し視点が違いますが、私は地域社会にもっと積極的に障がいのある人に参加していただきたいです。それによって自ずと理解ができるということだと思います。今回も三芳さんをお願いして、いわゆる自主防災の中でそういう取組をしたりしています。そうすると、中から理解が深まるといいます。地域社会の中に入っていったら自ずと。ですので、そういう取組をぜひもっと積極的にやっていただきたいというのが私の考えです。

(木下会長)

就労関係の話が多くありましたが、藤川委員からご意見はありますか。

(藤川委員)

資料に書いてある内容には法律的なところもあり、法律をクリアしているので、できている部分が多いのかと思っています。

補足しておく、実施したこととして整理されている就労支援員について、芦屋市が配置した就労支援員が1名いるということで、就職者が増えています。意見としては市側の意見という形になりますが、支援員を配置したことによって就職者を達成した、定着が上手くいってる、職種が広がったなどというところを、具体的に示したほうが皆さんに伝わるのではないかと思います。

実際に、芦屋市はここ数年、市のこども園や保育所には積極的に障がいのある人を雇っていただいているので、その辺りを具体的に書いていただければ、芦屋市の条例にもマッチして伝わるのではないかと思います。

(中内委員)

障がい者団体の方が書かれているように、会計年度任用職員がどんな業務をしているのかを知りたいという意見がもっともかなとは思いますが、どのような部署でどういう仕事をしているか、新たに切り出しをして雇用しているのか、もともと常勤職員がやっているようなお仕事をいただいているのかといったことも、多少説明があった方がいいと思います。

(木下会長)

全体を通して松本委員からご意見をいただけますか。

(松本委員)

全体としては、障がいと一言に言っても広いので、取組というのは何かから始めないといけない、手をつけないといけないということがあると思います。今回実施された「音のない世界で」という取組は、まず聴覚障がいを取り上げるということで、これから全てを一気にできないということもありますので、いろいろな障がいの形を取り上げていくということで、取り組んでいかれるのはどうだろうかと思います。

一気に全てに取り組むというのは難しいかと思いますが、まずこの令和6年度取組としては最初の一步といいますか、障がいの一つの形として取り組むというのでよかったのではないかと思います。

(松本委員)

合理的配慮のところ、兵庫県のゆずりあい駐車場のことについてですが、ゆずりあい駐車場の交付に関しては健康福祉事務所に問い合わせをしてくださる方々もいらっしゃいますが、芦屋市はゆずりあい駐車場自体が少ないので、皆さんがよくおっしゃるのは、スーパーにゆずりあい駐車場がもっとあったらいいといったことです。もし芦屋市のほうで可能であれば、ゆずりあい駐車場を設置してくださいといった呼びかけをしていただけたら、使われる方の利便性が上がるのではないかと思います。

(木下会長)

施策評価についてですが、一応予定どおり成功し、十分な効果があったと見るかどうかはともかくとして、将来的な部分の期待感も込めてA評価をつけてはどうかと思っはいますが、いかがでしょうか。

以前に、D評価をつけていて、できているのになぜD評価をつけるのかと言われたことがありましたので、A評価をつけるということでもよろしいですか。もちろん、完全にできているというわけではないとは思いますが、これから総合評価の中でご意見を出させていただきつつ、A評価にさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(木下会長)

ありがとうございます。

次の議題に行く前に、先ほどの実務者会の構成員について当日資料2-2があり、実務者会の会長に阪田さん、副会長に大田さんを選出したいということがあります。実務者会の会長・副会長についてはこの会議での決定事項になりますので、このお二人に決めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(木下会長)

ありがとうございます。

次に、日中サービス支援型共同生活援助の報告・評価シートの提出について、ご説明をお願いします。

(3) 日中サービス支援型共同生活援助の報告・評価シートの提出について

(事務局入山)

日中サービス支援型共同生活援助の報告・評価シートの提出についてご説明します。

共同生活援助は通称グループホームといいますが、日中支援の形態を持ったグループホームということで、地域に開かれた福祉サービスをするため、サービスの質の確保を図る観点から、日中支援型グループホームの事業所から自立支援協議会に対して、毎年1回、事業の実施状況等を報告し、自立支援協議会等から必要な助言等評価を受けることになっています。

芦屋市では、この協議会を評価機関として位置づけていますので、今回も昨年に引き続き、日中支援型グループホーム咲楽様から事業の実施状況等について、報告をお願いするものです。

委員の皆さまには、資料4-1の評価シートを主に確認していただくこととなりますが、評価項目が多岐にわたっているなか、「3 地域に開かれた運営」、「9 他の日中活動サービスの利用」というところが日中支援型グループホームの趣旨になっていますので、ご意見やコメント等に迷われましたら、この2項目を中心にコメントなどをいただけたらと思います。

会議の時間も限られていますので、円滑な評価ができるよう、当会議で特段のやり取りがなかった項目については、資料一番右の地域協議会記入欄で「問題なし」してご提出いただけたらと思います。評価結果については、今回の会議録と併せて公表を予定しております。

グループホーム咲楽、瀧中様より事業のご報告をお願いします。

(グループホーム咲楽 瀧中氏)

当日資料4-1をご覧ください。事業所の記入欄があり、施設の概要等を記載しています。利用者の状況は、1月1日時点になりますが、区分2の方が1名、区分3の方が2名、区分4の方が1名、区分5の方が2名、区分6の方が2名、合計が8名です。

あと、併設で短期入所を設けており、定員を2名として運営をしています。

障がい特性等という項目で、医療的なケアの必要な者というのは0名です。また、重度支援（強度行動障がい含む）と記載しておりますが、該当する方が4名で、半数ほどになります。

2ページ目の「地域に開かれた運営」というところで、利用者に対する指定計画相談支援の提供は別法人が行なっているかといったことに関しては、全ての住居者の方々が別法人の方に相談支援の計画を策定してもらっています。

「実習生やボランティアを受け入れているか」という点については、今年度はボランティア3名を受入れており、その事例としては、芦屋市シルバー人材センター所属の手品サークルによる催しを7月に実施しています。同じ建物内にある別の事業所と共同開催しています。

「地域住民との交流機会が確保されているか」については、当日資料4-2の、地域連携推進会議の資料をご参照ください。

自治会に登録してから議題にあがった清掃活動に関しては、月に1回の実施ですので、今年の4月から参加する予定です。その他、障がい児・者作品展、地域の夏祭り、その他介護のイベントに参加もしています。

「常時の支援体制の確保」について、日中、土日を含めた常時支援体制が確保されているかという点は、おおむね、人員は2名配置していることとなっています。

「災害時における利用者の安全確保・マニュアル作成等を講じているか」というところですが、安全マニュアル、避難訓練実施等それぞれ資料に記載のとおりとなっております。避難訓練に関しては年2回、あといわゆるBCPと呼ばれる業務継続計画の訓練を実施済みです。その他、被災状況の報告というのがあり、そういった訓練も随時行っています。

続いて、「体調急変等の支援体制が確保されているか、迅速に対応したか」ということですが、入居者さんに関しては、発熱等があれば随時かかりつけや、グループ医療機関などに通院を行っています。加えて、各自保護者並びに後見人の方に連絡を行うといった対応をしています。

「利用者の嗜好を考慮した献立を基本とし、それぞれの心身の状況に応じた食事提供・支援しているか」といったところですが、利用者さんのリクエスト、食事メニュー、誕生日やクリスマス食といったイベント食の提供をしています。また、魚などに関しては骨取り、もしくは骨なしの魚などの提供をしています。

「短期入所の併設」というところは、先ほど説明したとおりです。「緊急・一時的な支援等の受入れに対応しているか」というところは、昨年度1名受け入れています。芦屋市の男性の方1名で、親族の体調不良のため急遽受入れを行いました。緊急の方の受入れ態勢は設けていますが、なぜ人数がこんなに少ないかということに関しては、事前にスタッフ、相談員もしくは当事者、保護者の皆さまから前もって予約受入れという連絡をいただいている中で対応していますので、実質の緊急、行き場のない方という数に関しては、直近3日以内に発生したという件数であれば、この1名だけだったということになります。

「支援の実施・質の確保」についてです。「充実した地域生活を送るため、外出や余暇活動等の支援をしているか」という点について、主に外出活動の充実としては、買物、帰省のなかった方を対象とした初詣、図書館、福祉センターへの同行や、それとは別にガイドヘルパーさんなどとの連絡調整等もしています。また、清掃や植栽、植木を植えてもらう活動もあり、健康促進のため近隣の散歩などを行っています。イベント等の案内やその他障がい者作品展の出展など、申し上げたとおりの内容です。

「支援の質の確保に努めているか（研修等）」という点について、必須の研修に関しては各自受けております。その他の附随する研修、あとはオンラインでの研修なども随時取り入れています。

「体験的利用の要望に対応しているか」というところですが、今のところ、いわゆる空床という、空いているお部屋がないので、今年度に関しては体験利用の人数はなしという形になっています。

「改善や見直しに取り組んでいるか」という点に関しては、職員に関して、就業時間が一定ではありません。シフト制でそれぞれ異なった時間で勤務をしていますので、一堂に会しての研修や会議がなかなか難しい状況です。年々、研修などグループホームに求められるものが増えています。次年度、4月からはオンラインの研修システムを導入する予定にしています。

また、障がい者福祉施設等相談員派遣事業の受入れを検討したいと思っています。利用者さんがなかなかそろそろ時間というのが平日では難しいです。それぞれ通所されている方というのがあるので、そういったところの調整というのが果たして可能なのか。逆に、休日では半数の方が帰省するためなかなか導入が難しいのではないかなというふうなところになっています。

あと、今年度にあったのは、利用者さん、家族さんからの要望です。まず、キャッシュレス決済が広まっていますが、障がいのある人には現金でのやり取りがまだまだ残っています。事業所さんによっては、現金で昼食代の持参などを求められるところが多いので、我々のところでも現金の使用頻度が高いです。その中で、預り金の上限額をもっと増やしてほしいという要望があり、5万円から10万円への変更をしています。

あと、服薬の管理を希望される方もいらっしゃいます。年齢を重ねるとおうちで自分では管理できず、職員で管理をしてほしいということです。服薬内容も管理は難しいということが年々増えてきています。そのなかで、ホームの方が職員の支援に希望を出されています。

続いて、定期通院の希望についてです。前までは5名、定期通院を実施していました。1名のみ親族の方、親御さんがまだ若い方なので定期通院を実施しています。その他の方に関しては、必要に応じて実施をしています。地域連携推進会議については、先ほど申し上げたとおりです。

続いて、「利用者の権利擁護等への配慮について」です。利用者の金銭管理については、本人の同意の上、帳簿等により管理されているか、判断能力が著しく低い利用者については、成年後見制度の利用等の支援を行っているかという点です。具体的な内容ですが、金銭管理の支援方法、こちら先ほど申し上げたとおり、預り金の管理というのを設けています。その中で現金は10万円まで預かりをして、その中で帳簿をつけて適切に取扱いをしています。

成年後見制度の利用支援及び利用者数ですが、利用の支援事例に関しては、1名の方がこれに該当しています。当事者の方でついておられる方、後見人ではありますが、いわゆる保佐人という形の対応をしています。預り金の残高の報告や、簡易裁判所への提出というものがありますので、そのあたりの領収書などの帳簿に関する書類の手渡し、本人の様子や通院状況等の報告をしています。

続いて、「利用者のプライバシーに配慮した支援となっているか」という点です。利用者に配慮した支援・取組についてですが、本人部会というのをグループホームの中に設け、そこで自己決定の場を設けています。利用者さんの中には、自分で自己表出することが難しい、意見に流れていくというような傾向等もあります。その中で、意見の取りまとめをするにあたって、職員の支援を入れています。取組のなかで外食といったものを出したいという要望が出ていましたので、全員そろっての外食はできていませんが、個別では外食を実施しています。あとは、衣服の購入希望者への買物同行や、高齢の家族による通院負担が大きいためかかりつけ医の変更を行い、近くの医療機関に通うというようなことをしています。職員または通院等介助を利用して通院することに変更したという方もおられました。

「虐待等の権利侵害の防止、発生時の対応は適切か」というところですが、こちらも、先ほど研修の中で説明したとおりです。事故発生時の対応に関しては、管理者への連絡などや、行政にも連絡・報告等をしています。

入居・退去状況について、退去された方や入居された方に変動はありません。0名となっています。

す。

他の日中活動サービスの利用、グループホーム内でどのような日中サービスを提供しているかというところになりますが、資料に記載のとおりで、買物の支援、仕事等の相談、通院の同行、近隣への散歩、居室内の清掃、整容支援、食事介助など栄養に関するもの、訪問歯科を実施しています。また、今年度から、訪問理容、いわゆる散髪を導入しています。重度の方だと散髪に一人で向かうというのが難しいので、従来からニーズがあったところですが、訪問理容をしてもいいと言われる方がおられまして、そちらの方に依頼をしています。今のところ、月に1回カットをしに来てくださっています。始まったのが今年の1月からになっていますので、まだまだこれからというところ です。

「他の日中活動サービスの利用を妨げていないか」というところですが、他の日中活動サービスを利用しているのが5名、あるいは事業所に通っておれる方、それ以外に一般就労の方が3名おられます。主な日中サービスの種別とか利用先というのは資料に記載のとおりです。

利用者の健康管理に関しては、訪問歯科を毎月土曜日に行っています。健康チェックに関しては、起床後と入浴前のバイタルの確認と毎月の体重測定、随時検温を実施しています。また、訪問歯科を受診している間に職員で爪切りや身だしなみ、衛生状態をチェックに入れています。

「相談支援事業者や他のサービス事業所との連携を行っているか」というところですが、個別支援計画の共有や担当者会議への参加、ショートステイ受入れなど、多岐にわたる連携等を行っています。

併せて、簡単にではありますが、当日資料4-2について説明します。

地域連携推進会議については、今年度初めて実施しました。地域の方と主だって話をする機会というのはなかなか今までなかったところ です。その中で、自治会との連携はとても重要で、自治会からも求められていることということもありますし、私たちのグループホームの方がどのように関わっていくかということもこれからの課題かと思っています。地域の清掃というところから始めようかという流れになっていますが、グループホーム、いわゆる事業所などで地域のゴミステーションにはごみが出せません。地域で根づいて生活をしてという流れではありますが、実際に自分たちがごみを出す場所は、事業所の中の別の場所になります。いわゆるゴミステーション1つを取っても、地域との隔たりというのは一般の人とは違って感じています。事業所さんも疑問を感じながら掃除をするということが、今後も続くのではないかと考えています。

続いて、満足度アンケートを集計した内容を資料に掲載していますのでご覧ください。ほかに、事業者さんの直接的な意見というのがあり、その中に野球放送をBSで見たいというような意見が出ていました。利用者さんとしては、BSでなら見ることができると言っておられますが、これはオンデマンドだったら野球中継が見られるといったものを指していることがあります。その利用者さんは、オンデマンドという言葉が分からず昔ながらのBSと言っておられましたが、そういった言葉をそのまま載せていますので、説明が必要であれば別途ご説明します。

(仁頃委員)

アンケートはご本人に伺ったのでしょうか。どのようにとったらこんな感じになるのか確認したいと思いますが、自己表出等の点で、どのような工夫をされたかを教えていただきたいです。

(グループホーム咲楽 瀧中氏)

重度の方に関しては、もちろん字が書けない方というのは多くおられるので、そういった方は保護者さんと一緒に用紙を持ち帰っていただいて、そのご協力をお願いしました。字が書ける方、軽度の方は、先ほどご説明したとおり、そのまま自分の思ったことを書いていただいています。

(牛尾オブザーバー)

私は、咲楽さんの2名について計画相談を担当させていただいていますが、2人ともすごく満足をしておりまして、おうちにいるときより本当に落ち着いて過ごされているなという感じを受けます。関係機関との連絡等についてもすごく丁寧にしてくださっていて、職場とのやり取りも家族

のように丁寧にしてくださっているということが印象として残っています。

1つ気になっているところとして、緊急・一時的な支援の受入れに対応しているかというところがありますが、芦屋市のシステムとしてなのか、どういう受入れ方をするのか、どう利用していったらいいのか、女性に対応してもらえるのかといったところも気になっています。

(グループホーム咲楽 瀧中氏)

緊急受入れに関しては、我々で受け入れられる緊急受入れというのは算定上、当日を含めて3日以内という形での算定に該当する方だけをここに算出しています。例えば一週間前に連絡があった方に関しては緊急ではないという判断になりますので、1名ということになっています。

女性の受入れ等に関してですが、グループホームにもともと入居されている方は全員男性で、職員配置もどうしても男性に偏ってしまいます。同性介助の原則から、女性の職員がいる場合のみという受入れの限定の仕方をしています。

(木下会長)

ありがとうございます。

評価のところは今丁寧に説明していただいたように問題なしでつけさせていただきたいのですが、13番の協議会からの要望、助言への対応のところで1つだけお伝えします。

ホームページを見させていただきましたら日中サービス支援型の表記がありませんので、それを入れていただけたらと思います。

その他、事務局から何かありますか。

4 その他

(事務局下條)

お手元に育成会さんと父母の会さんからそれぞれチラシをいただいていますので、ご説明をお願いします。

(小野委員)

さきほど三芳さんのお話にもあった、知的障がいの疑似体験というのを行っています。知的障がいということを知っていただくことが私たちのこどもの幸せにつながると思って、できるだけ多くの方に知的障がいを知っていただきたいということで実施しています。こういうことをやっているということをあまり周知されていないので、もし知り合いの方がいらっしゃいましたら、ここでこうやっているよということを伝えていただければありがたいです。無料でやっていますし、どこへでも出向きます。

それから、「知ってほしいな 私たちのこと」、これは宝塚の育成会がつくられたチラシですが、大きなポスターもあります。ポスターは以前に障がい福祉課でお願いして、市内のいろいろなところに貼っていただきましたが、残念なことにポスターはあまり長い間掲示はしていただけません。でも、これは啓発のためのものですので、ある一定期間、いろいろな人の目に触れるところに貼っていただけたらうれしく思います。そういった制約のないところでチラシを貼っていただくか、ポスターなども、もし必要でしたらお持ちしますので、ぜひ障がいに対する周知を広めるということでご協力をお願いいたします。

(能瀬委員)

県の父母の会が60周年を迎え、冊子をつくりました。お時間があればご覧ください。

また、4月2日に毎年行っている世界自閉症啓発デーのイベントがあります。今年もJRのペDESTリアンデッキで行います。風船300個をみんなで飛ばしますので、お時間があればご参加ください。

(事務局下條)

前回の自立支援協議会で、計画の策定を今年度から来年度にかけて策定をしているということをご報告しました。今年度はアンケートを実施するというので、1月から2月にかけてアンケー

トを無作為抽出の18歳以上の方1,000名、18歳未満の方400名、計1,400名の方にお送りさせていただいたところ、6割ぐらいの方がお答えいただき、行政のアンケートがなかなか答えていただけないなかで比較的高い回収率となっています。現在集計をしているところであり、令和8年度に向けてその分析も進めて、また団体さんからのご意見や、事業者さんからもご意見をいただきながら、計画をつくってまいりたいと思います。権利擁護などの話では、地域福祉の計画、高齢福祉の計画と統合して計画をつくっていきますので、よろしくお願いします。

(三芳副会長)

皆さま、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。今日は、皆さまからいろいろ課題、宿題をいただいたと思っています。中野さんからも地域課題の抽出、個別ケースからといったところのご意見や、専門部会のテーマなども宿題だと思います。木下会長にもご相談しながら進めていきたいと思っていますし、人事が大きくは代わらないというところもありますので、今までどおり皆さまと協力しながら進めていきたいと思っています。

本日はお忙しい中ありがとうございました。

(木下会長)

以上で本日の会議を終わります。ありがとうございました。